

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、住民票又は戸籍謄本などを第三者（本人等の代理人及び本人等以外の者）に交付したとき、交付したことの通知が欲しいと事前に登録していた人に対して、その事実を通知するものです。

※本人等とは：（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者（戸籍関係）、本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属。

住民票の写しなどの交付事実を通知することにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報等の不正使用防止や事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑制する効果が期待されます。

■事前登録ができる方

- ①本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に登録されている人（住民基本台帳又は戸籍の附票から除かれた人を含む。）
- ②本町が作成した戸籍に登録されている人

ている人（戸籍から除かれた人を含む。）ただし、死亡した人、失う宣告を受けた人は対象としません。

■登録期間

事前登録の期間は申請受付日の翌日からです。

■事前登録に必要なもの

- ・登録する方の本人確認書類（運転免許証・パスポート・個人番号カード・顔写真入りの住民基本台帳カード等）
- ・代理人の場合は、代理人選任届及び登録する方と代理人の本人確認書類
- ・法定代理人の場合は、戸籍謄本等の資格を証明する書類及び登録する方と法定代理人の本人確認書類
- ・印鑑



税の滞納は放置しないでください

一度差押えた財産については完納するまで解除しません

広

川町では、県および和歌山地方税回収機構と合同で、11月から12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納額の解消を図るために、納期限を過ぎても納税されない方に対して、給与や不動産など財産の差押等の滞納処分を強力に推進します。

まだ納付されていない方は、至急金融機関または税務課で納付してください。

何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、税務課までぜひ、ご相談ください。



また、昼間仕事の都合等の理由で役場へ来庁できない場合は、電話連絡をください。

■滞納を放置しておく

町税を滞納すると、納付期限内に納付された納付者との公平性が確保できません。そのため、町では、公正・公平性を確保するため、督促状や催告書により納付を促しても納付しない滞納者に対し、和歌山地方税回収機構と合同で、地方税法などに基づく預貯金、給与、不動産などの差押えを行うこととされています。

■地方税回収機構とは

高額滞納税金の徴収を専門に行う組織で、滞納案件を町から引継ぎ、滞納者宅の捜索や不動産・預金・給与等差押、公売等の法的処分を行っている組織です。

詳しくは税務課 税務班（☎23-7734）まで

マイナンバー制度の「情報連携」について

■情報連携とは

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報等をやり取りすることです。

■添付書類の省略が可能に

各種手続きの際にマイナンバーを申請書等に記入することで、申請者が行政機関等に提出する必要があった書類を省略できるようになります。マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類（マイナンバー確認書類および身元確認書類）をご用意ください。

■情報連携の対象

社会保障・税・災害対策の分野にわたり、マイナンバーを用いて申請等を行う児童手当、保育所の入所、介護保険など、1800以上の事務手続きが対象となります。（情報連携の開始のタイミングはそれぞれの事務によって異なります。）

差出有効期間切れの送付用封筒について

平成27年10月から平成29年8月9日の間に通知カードと共に発送された個人番号カード交付申請書の送付用封筒の差出有効期間は、「平成29年10月4日まで」とされていますが、「平成31年5月31日まで」有効な封筒として利用可能とされました。

詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23-7714）まで

■情報連携に伴い省略可能な書類の例

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保険料の減免申請（介護保険法）	市町村	住民票 課税証明書 生活保護受給証明書



国民年金保険料控除証明書は申告時に必要です

国民年金保険料は、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

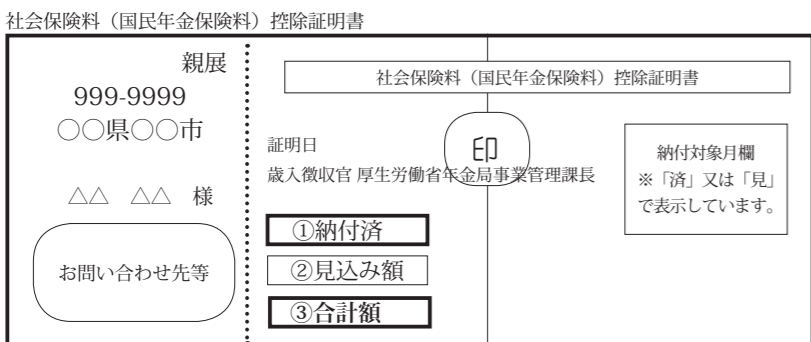
年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除の適用を受けるため

には、保険料を納めたことを証明する書類を添付することが義務付けられています。

11月上旬に社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されますので、申告を行うまで大切に保管してください。（平成29年10月1日から12月31日までに今年はいじめて国民年金保険料を納めた方については、翌年2月上旬に送付）控除証明書が送られてこない場合は、和歌山西年金事務所または、ねんきん加入者ダイヤルまでご連絡ください。



申告まで大切に保管してください



詳しくは、和歌山西年金事務所 国民年金課（☎073-447-1688）、ねんきん加入者ダイヤル（0570-0003-004）まで ※時間帯によってつながりにくい事があります。ご面倒ですが、何度かお問い合わせください。

滝原温泉ほたるの湯リニューアルオープンイベント

～新しくなったほたるの湯にお越しください～

10月23日より「滝原温泉ほたるの湯」魅力アップのため、館内・内風呂のリニューアルに取り組んでまいりましたが、この程無事に完了しました。

つきましては、今までのご愛顧への感謝と今後変わらぬご利用のお願いを込めて下記のとおりリニューアルオープン・イベントを催します。

【リニューアルオープン・イベントの期間と内容】

■期間

平成29年11月18日（土）から平成30年2月25日（日）

■内容

上記期間中は、入浴料500円を半額の250円に現行の「食浴セット」の継続（650円コース、780円コース）

- ・土、日、祝日に毎日異なる食堂メニューを半額に（注：数量限定）
- ・土、日、祝日限定 食後のコーヒー（ホット・アイス）を100円に



▶詳しくは、滝原温泉ほたるの湯（☎67-2641）まで

和歌山県の狩猟期間のお知らせ

■入山される皆様へのお願い

・入猟にあたっては、狩猟者に徹底した指導をしていますが、不慮の事故を防ぐために狩猟者に分かりやすい服装で山に入るなどして、十分に注意してください。

・狩猟者はワナの設置が分かるように標識を付けて架設します。ワナを見かけた場合は、危険防止のため、近づかず触らないようにしてください。

その他

・狩猟者登録なしで狩猟した者は処罰（懲役または罰金）されます。

狩猟鳥獣の種類	狩猟期間
ニホンジカとイノシシ	平成29年11月1日～平成30年3月15日
その他の狩猟鳥獣	平成29年11月15日～平成30年2月15日



▶詳しくは、産業建設課 産業班（☎23-7764）まで

町民の皆様と行政を結ぶパイプ役 民生児童委員

～民生委員制度創設100周年、これからも皆さまとともに～

民生委員制度は、今から100年前の1917年に岡山県で創設された貧民救済制度です。市町村の有力者が顧問となり、貧困者の調査・相談・就職の斡旋などを行ったことが始まりとされます。

戦後の大混乱で国民全体が貧困であった時も、民生委員制度は生き続け、国難を乗り越えてきました。（後に民生委員は児童、妊産婦の生活及び環境の援助、指導を行う児童委員も兼ねることとなり、民生児童委員となる。）

広川町には29名（内2名は主任児童委員）の民生児童委員がいます。民生児童委員は、町民の皆さんが困っていることの相談を受け、その困り事を町の方へ報告してくれるパイプ役です。

「こんなこと言ったら、はずかしいよ」とか「みっともないよ」とかよく言われますが、そんなことはありません。民生児童委員には守秘義務があり、皆さんの相談ごとは絶対に他言することはありません。



▲学校を訪問する民生児童委員

氏名	担当地区	電話
梶野 久美	みどり区	64-0176
熊野 麗子	湊中町・田町	63-6283
久保田千代	湊浜町・西浜町・西中町	63-1509
伊藤 節子	天皇区	63-4154
村中千代枝	中之町	63-1078
林 功	本町	63-5085
林 哲夫	昭和通北・中	62-2621
福 知子	昭和通南	63-1586
吉田 朋子	東之町	64-1430
奥 誠	西之町	63-1453
福島 弘子	南之町	62-4370
奥 武行	北之町	63-6544
林 美衣	熊之町	63-5963
西川 和久	学園町	62-4072
松林 実	旭町	63-2184
森 徳代	唐尾	63-1364
直山佐知子	西広	63-1568
名原 忠信	池ノ上・山本	62-4469
梅本 清和	上中野・南金屋	62-3810
久保田春美	殿・東中	63-0212
竹中 滋基	名島・柳瀬	62-5191
笠谷 修芳	井関・河瀬	62-2539
畑 啓光	前田・猿川	67-2201
大橋 均	寺杣・滝原	67-2301
岩橋 裕司	岩淵	67-2637
寒川 利文	落合	67-2543
中江 静子	中村・猪谷	67-2444
竹中 里美	広川町全域（主任児童委員）	62-4575
梅本 三重子		62-3249